

❖消費生活相談コーナー❖ ～大手企業の名前を語る買え買え詐欺に注意！～

① ●●銀行です。大手企業の△△社の株が買えます。

購入しませんか？

② しか 翌日…

△△会社の社員です。倍にして返すので、あなたの名前で当社の株を買わせて下さい。

よくわからないからいりません。

③ いよいよ！

300万円を●●銀行に郵送して下さい。

口座開設料がかかります。

④ その後も…

保証金を郵送して下さい。

まだ手続きに費用がかかるのか…。

倍になるのか！有名な会社だから間違いないな。

⑤

電話は通じないし…。どうしよう？

不安…

保証金やらなにやらで、高額になったけど大丈夫かな？

… 消費者センターからのアドバイス …

- 「買え買え詐欺」の中で、実在する大手企業の株や社債等が販売されているかのように装って勧誘し、お金を支払わせようとする手口です。
- 大手企業の名前を出すことにより消費者を信用させようとするのですが、名前が使われた企業が社債等の勧誘を個人向けに行っているという事実はほとんどありません。
- 購入を持ち掛ける業者が、大手銀行や証券会社の名をかたっているケースもあります。
- いったんお金を支払ってしまうと取り戻すのは極めて困難です。うまい話には耳を貸さず、きっぱり断りましょう。

(独立行政法人国民生活センター 見守り新鮮情報より)

◎帯広市消費生活センターに寄せられた相談件数

平成26年度 4月～6月/406件 7月/161件 累計件数567件



おかしいな、困ったなと思った時は、
帯広市消費生活アドバイスセンターへ相談して下さい。

TEL 0155(22)8393